



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年10月31日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友三好町店

上田市大字御所字石田607-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業者を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後11時

(変更後)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	24時間	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変 更 前	変 更 後
1	午前8時30分から 午後11時30分まで	24時間
2	午前8時30分から 午後9時30分まで	午前8時30分から 午後9時30分まで

4 変更年月日

平成18年3月3日

5 届出年月日

平成17年10月18日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課及び長野県上小地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年10月31日から平成18年2月28日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年10月31日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友大町店

大町市大字大町4620-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(有)イリハチ

大町市大字大町4237

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業者を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後11時
欄 幸夫		
(有)カネリキ		
筑地 広彰	午前10時	
(株)ブーランジュリ 横浜		午後7時

(変更後)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	24時間	
欄 幸夫		
(有)カネリキ		
筑地 広彰	午前9時	
(株)ブーランジュリ 横浜		午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変 更 前	変 更 後
1	午前8時30分から 午後9時30分まで	24時間
2	午前8時30分から 午後9時30分まで	

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	変 更 前	変 更 後
午前6時から 午後9時まで		
	午前5時から 午後9時まで	

4 変更年月日

平成18年3月3日

5 届出年月日

平成17年10月18日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課及び長野県北安曇地方事務所商工雇用建築課

7 縦覧の期間

平成17年10月31日から平成18年2月28日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県北安曇地方事務所商工雇用建築課

産業政策課

公告

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により平成17年8月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表します。

平成17年10月31日

長野県知事 田中康夫

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名稱	製造(輸入)年月	試験結果の概要							備考
				粗たん白質(%)	粗脂肪(%)	カルシウム(%)	りん(%)	粗繊維(%)	粗灰分(%)	その他の検査(水分)(%)	
マルイ産業株式会社 長野県小諸市和田483-5	マルイ産業 株式会社 小諸市	ます類育成用配合飼料	平成17年8月	47.0以上	4.0以上	1.8以上	1.5以上	3.0以下	15.0以下	—	
				49.9	5.2	2.14	1.70	1.6	11.9	9.4	
マルイ産業株式会社 長野県小諸市和田483-5	マルイ産業 株式会社 小諸市	こい育成用配合飼料	平成17年8月	40.0以上	3.0以上	1.7以上	1.5以上	5.0以下	15.0以下	—	
				40.3	4.0	1.86	1.87	2.6	10.9	10.5	

(注) 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考欄にその成分の過不足量（絶対量）を示します。

畜産課

公告

平成17年10月26日、佐久平土地改良区の定款変更を認可しました。

平成17年10月31日

長野県知事 田中康夫

土地改良課

公告

平成17年10月26日、長野県西部箕輪土地改良区の定款変更を認可しました。

平成17年10月31日

長野県知事 田中康夫

土地改良課

公告

平成17年10月26日、南安曇郡矢原堰土地改良区の定款変更を認可しました。

平成17年10月31日

長野県知事 田中康夫

土地改良課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、塩尻都市計画区域区分の変更案を作成するため、次とおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成17年10月31日

長野県知事 田中康夫

1 開催日時及び場所

(1) 開催日 平成17年11月26日（土）

(2) 開催時及び場所

午後1時30分から 塩尻市保健福祉センター（塩尻市大門六番町4番6号）

2 都市計画案の概要**(1) 都市計画案**

塩尻都市計画区域区分の変更

(2) 案の閲覧

公告の日から平成17年11月25日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の住民その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成17年11月18日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県土木部都市計画課、松本建設事務所管理計画課、塩尻市建設事業部都市づくり課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙様式)

公　述　申　出　書	(整理番号　　)
塩尻都市計画区域区分の変更案等に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。	
平成 年 月 日	
長野県知事 田中康夫 様	
公述申出人	
住 所	〒
ふりがな 氏 名	
(電話)
<u>意見の要旨</u>	
<hr/>	
<small>(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。</small>	

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

平成17年10月19日、東御市による白水地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成17年10月31日

長野県上小地方事務所長 田 中 利 明

土地改良課

公告

更級郡上山田町漆原土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成17年10月31日

長野県長野地方事務所長 堀 内 清 司

理 事

新 任

氏 名	住 所
宮 下 庫 藏	千曲市大字新山669番地1
堰 口 文 雄	千曲市大字新山1224番地
山 崎 新太郎	千曲市大字新山1051番地
立 川 宣 次	千曲市大字新山1022番地2
若 林 孝 美	千曲市大字上山田1461番地

坂 井 常 孝 千曲市大字上山田1273番地

竹 内 正 雄 千曲市大字上山田1983番地3

小 平 正 俊 千曲市大字上山田1221番地

宮 原 泰 栄 千曲市大字上山田707番地3

宮 原 哲 雄 千曲市大字上山田992番地

退 任

氏 名 住 所

飛 田 忠 千曲市大字上山田1268番地

宮 原 一 夫 千曲市大字上山田940番地

山 崎 勝 実 千曲市大字新山1118番地5

村 松 洋 一 千曲市大字上山田2050番地

宮 下 昭 治 千曲市大字新山705番地5

小 林 知 恵 子 千曲市大字新山1048番地

小 平 紀 元 千曲市大字上山田1528番地

永 井 新 千曲市大字上山田1155番地

宮 原 典 子 千曲市大字上山田975番地

吉 池 健 彦 千曲市大字上山田2130番地

監 事

新 任

氏 名 住 所

坂 田 悅 夫 千曲市大字上山田2173番地3

若 林 甫 凪 千曲市大字上山田2383番地

退任

氏名 住 所
 寺沢松雄 千曲市大字新山1058番地
 宮本清 千曲市大字上山田2266番地

土地改良課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年10月31日

長野県立須坂病院長 齊藤 博

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

人工呼吸器 一式

(2) 物品等の特質

仕様書のとおり

(3) 納入期限

平成17年12月16日

(4) 納入場所

長野県立須坂病院

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

(5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

須坂市大字須坂1332

長野県立須坂病院 事務局総務ユニット

電話 026 (246) 5511

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年11月18日 午後2時30分

イ 場所 長野県立須坂病院 北棟4階会議室

(3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成17年11月17日 午後5時（必着）

イ 場所 須坂市大字須坂1332（郵便番号 382-0091）

長野県立須坂病院 事務局総務ユニット

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要です。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

県立病院課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年10月31日

長野県長野建設事務所長 有賀良夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

奥裾花ダム放流警報設備及びテレメータ点検

(2) 役務の特質

入札説明書のとおり

(3) 履行期間

着手日から60日間

(4) 履行場所

長野市鬼無里上土倉 奥裾花ダム

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に同種のダム通信設備保守点検業務の履行実績を有すること。
- (5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野南県町686-1
長野県長野建設事務所 総務課工事事務ユニット
電話 026 (234) 9538

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年11月17日（木）午後1時30分
イ 場所 長野県長野合同庁舎 別館2階大会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成17年11月9日（水）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成17年11月14日（月）までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

河川課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成17年10月31日

長野県公安委員会

1 講習会の受講対象者、日時、場所及び収集範囲

別表のとおりとする。

2 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
獣銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
獣銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

3 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、獣銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの）2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙により（申込書にはって、消印しないこと。）納付すること。

4 その他

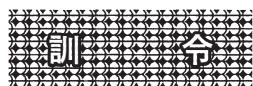
(1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

別表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	収集範囲
長野県内に住所を有し、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて獣銃又は空気銃を所持する者であって、獣銃若しくは空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとするもの	12月7日（水）	午後1時から午後4時まで	長野会場	北信
	12月14日（水）		望月会場	東信
	12月21日（水）		大町会場	中信

生活安全企画課

**長野県教育委員会訓令第8号**

木曽郡木曽福島町立上田小学校
木曽郡木曽福島町立福島小学校
木曽郡木曽福島町立福島中学校
木曽郡日義村立日義小学校
木曽郡日義村立日義中学校
木曽郡開田村立開田小学校
木曽郡開田村立開田中学校
木曽郡三岳村立三岳小学校
木曽郡三岳村立三岳中学校

平成17年11月1日付けで別に人事通知書を交付されない者は、次により発令されたものと心得てください。

平成17年10月31日

長野県教育委員会

平成17年10月31において、現に木曽郡木曽福島町、同郡日義村、同郡開田村又は同郡三岳村の公立学校（共同調理場を含む。）の校長、教員（教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師をいう。以下同じ。）、学校栄養職員又は事務職員に任命されている者は、町村の廃置分合に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第40条の規定により本職を免じ、木曽郡木曽町の公立学校のそれぞれ校長、教員、学校栄養職員又は事務職員に任命し、現に給されている職務の級の号俸、給料月額又は給料の調整額を給し、引き続き現にある職に相当する当該学校の当該職に補する。

義務教育課